

支部ニュース

2024 年 3 月 No.604

発行 自由法曹団東京支部
〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6
メゾン文京関口Ⅱ202 号
TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257
郵便振替 00130-6-87399

第 52 回記念総会特集

●第 52 回自由法曹団東京支部総会総括	西田 穰	1
●総会記念講演「ガザのジェノサイドとパレスチナ問題」	岡真理早稲田大学文学学術院教授	3
＊講演会質疑応答		9
●1 日目討論		13
●山添議員国会報告	山添 拓	17
●2 日目討論		19
●自由法曹団東京支部メーリングリスト利用規程		24



第52回自由法曹団東京支部総会総括

幹事長 西田 穰

2024年2月22日（木）から23日（金）にかけて、第52回自由法曹団東京支部総会を、リゾートホテル KKR 熱海において開催しました。コロナ禍のため4年ぶりの現地開催となりましたが、現地参加者48名（zoom参加25名）と大変盛況に終えることができました。

1日目冒頭、早田由布子団員（旬報法律事務所）、金子美晴団員（北千住法律事務所）が議長に選任されました。

支部長挨拶の後、自由法曹団本部幹事長山口真美団員、東京地方労働組合評議会事務局長井澤智様、革新都政をつくる会中山伸様、国民救援会東京都本部事務局長藤田力様、そして憲法改悪阻止東京連絡会議事務局長田中章史様を来賓としてお迎えし、それぞれ挨拶をいただきました。

その後、役員の選任手続きにつき、選挙管理委員長の岸朋弘団員より、支部長選挙に関し自薦他薦を募っていたが野澤裕昭団員（旬報法律事務所）以外の候補が出なかったこと、したがって野澤団員が支部長に選任された旨が報告されました。まだ、幹事選挙についても、1月25日に開催された幹事会において決定された幹事推薦候補につき、信任投票が行われる旨、及びその投票方法について説明がありました。

講演は、早稲田大学文学学術院教授、京都大学名誉教授の岡真理教授にガザ問題をテーマに講演いただきました。講演の内容は、以下で詳細に報告していますのでここでは割愛しますが、ガザ問題を歴史的背景から紐解き、私たちが理解不十分であったところを明確に、的確に教授いただきました。質問もいくつも出され、熱気のある質疑応答となりました。

講演後、会計監査の久保木団員から会計監査の結果報告があり、その後、幹事長より、議案、予算、特別決議の提案がありました。

その後1日目の討論に入りました。1日目は18人の発言通告に基づき、憲法、基地問題、地域運動、裏金問題、ガザ問題をはじめとする世界情勢、都知事選を見据えた都政問題と多岐にわたるテーマを議論しました。支部事務局次長の努力により、以下ではその討論内容が詳細に報告されていますので、お読み下さい。

夜は、懇親会、二次会を開催しました。久しくこのような会合を実施できていなかったこともあり、夜中の1時、2時まで飲み続けていた方も少なからずいたようです。

2日目、冒頭、山添拓参議院議員より国会報告をいただき、その後、若手から見た憲法運動というテーマによる新人団員の発言を皮切りに、合計14人に発言いただき、討論しました。議論の内容も、上記憲法運動から、住民監査、弾圧・再審事件、貧困問題、社会保障、共同親権等、かなり広きにわたっていました。最後、幹事長より、支部ML規程の制定について提起があり、会場において異論なく賛成・成立となりました。

討論後、幹事長より議論のまとめを行った上で、以下の5本の支部総会決議の採択を求め、いずれも異

議なく承認されました。

- 1 岸田政権の改憲策動に抗議し、改憲阻止に全力を尽くす決議
- 2 大企業利益優先・都民軽視の都政から都民が主人公の都政へ転換のため都知事選挙に全力を尽くす決議
- 3 「裏金」問題をはじめとする政治腐敗を糾弾しその即時かつ恒久的な根絶を求める決議
- 4 離婚後共同親権制度の慎重な議論を求める決議
- 5 パレスチナ・ガザ地区における集団殺害（ジェノサイド）の即時停止、及び、イスラエル軍のガザ地区から即時撤退、ガザ地区封鎖解除を求める決議

その後、予算・決算の質疑・採決に入り、決算報告、監査報告についてはいずれも承認、予算については議決されました。

また、幹事選挙につき、選挙管理委員長の岸団員より、2024 年度幹事会の幹事推薦候補につき、有効投票数 44 票のうち、いずれの候補についても不信任票は過半数に達しなかったこと、よって、いずれの幹事推薦名簿の記載の各候補が幹事に選任された旨が報告されました。

その後、拡大幹事会を開催し、新役員について以下のとおり選任・確認されました。

支部長	野澤裕昭（旬報法律事務所）	再任
幹事長	西田 穰（東京東部法律事務所）	再任
事務局長	早田由布子（旬報法律事務所）	新任
事務局次長	和田壮一郎（城北法律事務所）	再任
同	浅野ひとみ（東京法律事務所）	再任
同	大井淳平（代々木総合法律事務所）	再任
同	沼田英久（旬報法律事務所）	新任

また、本総会をもって退任となった役員は以下のとおりです。

事務局長	横山 雅（東京合同法律事務所）
事務局次長	金子美晴（北千住法律事務所）
同	宮澤謙太（弁護士法人響）

以上のうち、新任の早田新事務局長、沼田事務局次長、退任となった事務局次長の金子団員、宮澤団員からそれぞれ挨拶をいただきました。

また、支部事務局員には、2024 年 3 月で退職される予定の奥住広布さんを選任しました。また、奥住さんの長年の貢献を踏まえ、この総会（拡大幹事会）の場で挨拶をしてもらいました。

以上をもって拡大幹事会は終了となり、その後、支部長挨拶をもって総会議事もすべて終了となりました。

多くの団員に総会進行に協力いただいたこと、熱気ある討論に参加いただいたことに、改めて深く御礼申し上げます。

2024 年度も、自由法曹団東京支部の運営・活動にご協力いただきたくお願いします。

総会記念講演

「ガザのジェノサイドとパレスチナ問題」

岡真理 早稲田大学文学学術院教授

1 ガザとは何か

ガザで今、起きていることは《ジェノサイド》である。しかし、《ジェノサイド》だけが問題の本質ではない。では、何が問題なのか。それは、ガザとは何かと関わっている。

ガザは「巨大な難民キャンプ」である。1948年のイスラエル建国に伴う民族浄化により、パレスチナ人 75 万人以上が難民化し、そのうち 20 万人が当時人口 8 万人のガザにやってきた。1967 年、第 3 次中東戦争によりイスラエルは、ガザ地区、ヨルダン川西岸地区を占領し、歴史的パレスチナ全土を占領下に置いた。そして、新たに獲得した占領地に対してイスラエルが最初に行ったのが産業基盤の破壊だった。それにより、とりわけ難民が人口の 7 割を占めるガザは、占領者イスラエルの経済の底辺を担う「廉価な労働力のプール」とされた。2007 年からは、イスラエルによりガザは軍事封鎖され、「世界最大の野外監獄」と呼ばれるようになった。そして、2023 年 10 月 7 日以降のジェノサイド攻撃により、ガザは 21 世紀の絶滅収容所と化した。

今、起きているのは、いつ終わるかもわからないジェノサイドを可能としてしまった罪を、私たちを含む世界中の者が背負っていかなければならない、そういう出来事であると考えている。

日本の報道では、「ユダヤ人は 2000 年前にローマに対して反乱を起こして負けた結果、パレスチナから追放されて世界に離散した」というものが見られるが、これは誤りである。エルサレム入城は禁じられたが、追放はされていない。パレスチナでは 4 世紀までユダヤ教徒がマジョリティだった。その後、キリスト教への改宗が進み、637 年のアラブ・イスラームによる征服により、イスラームへの改宗が進んだ。パレスチナ人とは、2000 年前にこの地にいたユダヤ人の末裔である。

2 イスラエルとは何か

それでは、イスラエルとは何か。イスラエルは、「ホロコースト犠牲者の国」というイメージを、パレスチナ人に対して建国以来行使する暴力を正当化する政治的資源として、今に至るまで利用している。利用の度合いは年を追うごとに激しくなっている。

19 世紀末のヨーロッパで、パレスチナにユダヤ国家をつくるという運動（政治的シオニズム）が生まれた。何故このような運動が生まれたか。ヨーロッパ・キリスト教社会における歴史的なユダヤ人差別が、近代市民社会においても克服されることなく、ヨーロッパ植民地主義と相まって、「人種」という似



非科学概念が捏造され、そこからユダヤ教徒というのは、中東に起源をもつ「セム人」という別の人種だとする見方が生まれる。信仰が「人種」化されたのである。その頂点がナチス・ドイツによるユダヤ人ジェノサイドだった。19世紀末にそうした反ユダヤ主義からユダヤ人が解放されるためには、ユダヤ人がマジョリティとなるユダヤ国家をつくるしかないとの政治的シオニズムが生まれた。しかし、100万人以上のパレスチナ人が暮らすパレスチナにユダヤ人がマジョリティを占めるユダヤ国家をつくるためには民族浄化する以外



にはない。こうして、先住民の4分の3を民族浄化してイスラエルが建国された。アムネスティ・インターナショナル、ヒューマンライツ・ウォッチなどの国際的な人権NGOがこの間、相次いで、「イスラエルはまごうことなきアパルトヘイト国家」とする報告書を出している。すなわち、イスラエルは、民族浄化により建国された、入植者による植民地主義国家であり、イスラエルが支配する全域で、ユダヤ人至上主義のアパルトヘイトを敷いている国家である。

しかし、米欧ではイスラエル批判そのものが反ユダヤ主義として言論が封じられている現状がある。現在のジェノサイドの根源には、①入植者植民地主義国家としてのイスラエルがあり、②その植民地主義的侵略と1948年建国時以降現在まで形を変えながらずっと続いてきた民族浄化の完遂が現在、ガザで企図されているという状況、③アパルトヘイト政策があるのである。

3 ハマースとは何か

ハマース（ほかパレスチナの武装組織）は 脱植民地化闘争をたたかう民族解放組織である。日本の主流メディアの報道では「ガザを実効支配するイスラム組織ハマース」というが、ハマースは2006年の選挙で民主的に勝利して政権与党となった。それまで自治政府を担っていた主流派のファタハを支持してきた者たちが、「イスラエルの占領の下請け機関と化したファタハが政権を担っている限り、主権をもったパレスチナの独立国家など望むべくもない」と考えてハマースに投票した結果である。アメリカやイスラエルは、テロ組織とみなすハマースが政権を取ったことに対して、ファタハの者たちを軍事訓練して兵站を提供し、ガザでクーデターを起こさせ、ガザは内戦となった。2007年には、ハマースはファタハも組み込んだ統一政府を認めてくれるのであれば、オスロ合意のラインで西岸とガザに主権をもった独立国家をつくり、イスラエルと長期にわたって休戦する準備があると提示したにもかかわらず、これに対するアメリカ・イスラエルの返答が、このクーデターだった。しかし、思惑に反して、内戦に勝利したのはハマースだった。日頃のニュースを見ていると、ユダヤ人のジェノサイドを反ユダヤ主義のハマースが目論んでいて、イスラエルとファタハは2国家間で平和共存を目指しているのに、それに反対するハマースがイスラエルを攻撃したという印象が抱かれるが、事実は全く逆である。イスラエルはオスロ合意以降も主権を持ったパレスチナ独立国家など認めるつもりはなかった。オスロ合意以降、本来であればそこにパレスチナ国家ができるはずのガザや西岸地区におけるイスラエルの入植地建設が加速度的に進行した。2018年にイスラエルでは、「ユダヤ人の国民国家としてのイスラエル基本法」が制定された。そこでは、自決権があるのはユダヤ人だけだと明言されている。イスラエル人の2割はパレスチナ人であるにもかかわらず、である。占領地における入植地建設も入植者の定住も国際法違反であるが、入植地授業は推進すべき国家事業であるとも明言された。このように、2国家間による平和的問題解決・共生を否定してい

るのは、イスラエルの方なのだが、それを踏まえた報道は日本ではされていない現状がある。

ハマース（ほかパレスチナの武装組織）は脱植民地化闘争をたたかう民族解放組織であるが、日本でこのように報じられないのは、何に対する解放なのか、すなわちイスラエル国家の実態を説明しなければいけないからである。こうした日本の報道自体が、ハマースとは何か、イスラエルとはどのような国家かを隠蔽しようとしているものである。

4 2023 年 11 月 18 日付自由法曹団常任幹事会「イスラエルによるパレスチナ・ガザ地区攻撃の即時停止を求める決議について」

(1) ロシアによるウクライナ侵攻との取り上げられ方の差について

私達が共有するこの声明に基づいて、さらに掘り下げた話や足りない箇所を指摘したい。

上記の決議発出は日本の中では早いですが、ウクライナに関しては 2 月 25 日、侵攻の翌日に出されている。ウクライナの民間人死者数が 1 万人を突破するのはロシアによる侵攻から 1 年半が経った 11 月 21 日の時点であるのに対し、ガザではわずか 1 ヶ月で 1 万人に迫る勢いだった。このような状況からすると、もっと早く声明を出せたのではないかと思われる。ウクライナと比較した感度の低さは何に由来するのか考えて頂きたい。

ウクライナ侵攻を契機に、これを題材にした平和学習のイベントが日本全国で行われ、メディアでもさかんに取り上げられている。一方で、ガザをテーマにした平和学習は検索したがヒットしなかった。また、ウクライナ問題に関して、プーチン大統領を批判するジャーナリストが殺されたことがさかんに報道されているが、ガザでは既に 100 名以上ジャーナリストがターゲットにされて一族郎党諸共殺害されている。プーチンによる暗殺も告発すべき犯罪だが、ガザではそれがすさまじい勢いで起きていることは主要メディアでは報じない。



加えて、ガザの陰に隠れているが、西岸・東エルサレムで起きているイスラエル軍の暴力もとてつもないことが見過ごされている。まさに、1947 年にはじまる民族浄化の完遂が企図されているといえるが、そういったこともあまり報道されていない。

本声明の論調についても、「(ジェノサイドは) 即刻停止されるべきものである」「これ以上の紛争の拡大、人々の犠牲は断じて認めることができない」など、侵攻の翌日に出されたウクライナに関する声明と比較しても、第三者的な論評のような表現にとどまっており、温度差がある。

(2) ガザ侵攻はジェノサイドと同時に Domicide である。

10 月 7 日から 1 ヶ月で広島型原爆 2 個分に相当する爆弾が投下されたといわれる。無差別攻撃により、数十人の家族、親族のすべてが殺されてしまうという現状がある。それは、イスラエルの歴史的・政治的不正の生き証人がターゲットにされ、殺されていることも意味している。現段階で 60% の建物が全半壊し、すでに 650,000 人に帰る家がなくなっている。

(3) Sociocide (社会的インフラの破壊)

ガザにあった 36 の病院のうち、現在は南部に残されたわずかな病院が辛うじて稼働しているに過ぎない。意図的に病院が破壊され、医療従事者がターゲットにされ殺害されている。現時点で 7 万人近い負傷者がいるが、治療を行う人や場所が奪われている。麻酔もなく子どもたちの四肢切断手術が行われたりもしている。

720 の学校が破壊ないし損傷した。133 校は避難民のシェルターとされ、教育の場が失われている。ガザにある 16 の大学もすべて破壊された（大学教員 92 人を殺害、学生 4,327 人死亡）。

ガザ・イスラーム大学の学長をつとめ、物理学応用数学の専門家として世界トップ 2 % の研究者に選ばれたような人も狙い撃ちにされ親族とともに殺された。

10・7 以降、子どもたちは学校にも行けていない。かつてパレスチナ人はアラブ世界で最も教育水準が高かったが、2007 年以降の封鎖により電気も満足に使えず、学力はどんどん低下し、現在はイスラエル侵攻により 60 万人以上が教育の場から暴力的に遠ざけられている。高等教育機関も破壊され、教育の場が破壊されたことはこれから先の教育も奪われたことを意味する。

なお、イスラエルは墓地も狙って破壊している。宗教的施設の破壊は人間を精神的に痛めつける暴力にほかならない。

今起きていることは、パレスチナ人の物理的な壊滅だけではなく、パレスチナ人共同体の再生不能な破壊が目論まれているということである。

（４）ヨルダン川西岸地区の暴力

西岸地区に入植者が増え続けているが、彼らはイスラエル軍に守られながら日常的にパレスチナ人の農地、学校、住まいなどを攻撃している。それに対して、パレスチナ人が抵抗しようものならその場でイスラエル軍に逮捕され、イスラエルの刑務所に入れられてしまう。女性や子どもも同様に、である。

このような暴力は「State Sponsored Violence」（国家に後押しされた暴力）と言われている。

「ガザのジェノサイドだけ」が問題なのではなく、ガザのジェノサイドと東エルサレム・ヨルダン川西岸地区の殺戮を一体のものとして考えなければならない。

（５）10 月 7 日のハマスによる無差別攻撃 …それは、「無差別」攻撃だったのか？

政府は、10 月 7 日のイスラエル側の被害者数を 1400 人と発表していたのを、1200 人に下方修正し、その後さらに 1147 人と修正した。イスラエルは、1200 人になった理由は、ハマスの無差別攻撃により亡くなった遺体が黒焦げであったため身元が分からず、ユダヤ人だとカウントしていたのが、パレスチナ人だとわかったためだとした。しかし、そもそもハマスの銃器でそんなすさまじい攻撃は不可能である。また、駆けつけたイスラエル軍のアパッチヘリが、ガザに人質捕虜を連れ帰ろうとする車両を無差別に攻撃した結果としてユダヤ・イスラエルの人も死亡したということがわかっており、1147 人とされるユダヤ人の犠牲者のどれだけがパレスチナ側の攻撃によって殺されたのかは不明である。

ハマスが何十人もの赤ん坊の首をはねた、オープンで焼き殺したというのは捏造である。野外音楽祭で大量の性暴力があったというのもデマである。これらの当初ハマスによる「残忍なテロ」と喧伝された出来事は、ZAKA（ユダヤ人の遺体回収を専門とするボランティア団体）による捏造だった。イスラエル軍兵士が、「本来であれば自分たちが遺体回収に出動するはずなのに、ずっと待たされた」と証言している。その代わり ZAKA が現場で遺体回収にあたった。ZAKA は遺体検証等の専門家集団

ではない、民間のボランティア団体であり、彼らがイスラエル軍に嘘を伝えたのである。パレスチナ戦闘員に殺されたものがないわけではないが、彼らは人質を人道的に遇し、人質はキブツに駆けつけたイスラエルの治安部隊に殺されたと、人質となっていたユダヤ人の生還者が証言している。

1147 人の犠牲者が、誰に、どのように殺されたか調査するよう、遺族がイスラエル政府に求めているがイスラエル政府は未だに調査していない。野外音楽祭の会場にパラグライダーで降りてきた兵士に殺されたものもいるだろうが、野外音楽祭は元々前日終了の予定が直前になって土曜の朝までやることが決定したという経緯がある。これをハマス側は知らなかったであろうといわれる。両者にとって想定外の不幸な事態であった面がある。

上記団本部の決議では「約 200 人が人質となりガザに移送された」とされている。パレスチナの戦士たちの第一の攻撃目標は、ガザ周辺の 10 いくつかのイスラエル軍のガザ大隊の基地であったところ、ここで捕虜となった者を「人質」というのはおかしい。捕らえられた戦闘員は「捕虜(prisoner of war)」と呼ばれるのであって、「人質」とは国際法上明確に区別されるが、日本の報道ではここを混同して報じている。

ハマスのもう一つの攻撃目標は、イスラエル軍のガザ地上侵攻における前哨基地（準軍事施設）とされていたガザ周辺のキブツ（集団農場）であった。この住民は軍事訓練を受けた予備役兵士である。国際法上は、非番兵士であっても殺害すれば戦争犯罪であり、招集されていない予備役兵士は民間人であり、キブツの襲撃や住民に対する攻撃は戦争犯罪となる。

しかし、占領地域周辺のキブツに彼らを配置しているのは、イスラエルである。だから、攻撃が正当化されるということではもちろんないが、何故、被占領者ばかりに倫理を求め、不当な占領を行っている者に同じ強度でそれを求めないのか。また、占領下において、戦闘員/民間人（非戦闘員）という国際法の区別は正義に適っているか問い直されるべきである。

（6）イスラエルは「自衛」を主張できない

占領下住民は、占領軍に対しては武装闘争を含む抵抗権を有している。イスラエルは、ガザを占領しているので、ハマスの 10 月 7 日の攻撃は被占領下住民の抵抗権の行使という面がある。だから軍事組織や、準軍事施設であるキブツをターゲットにしたのである。そこで戦争犯罪が起こったのは事実と思われる。それに関しては前述した通り、調査が必要だが、イスラエルがそれを拒んでいる。

イスラエルは占領国である限り、ハマスの抵抗権の行使に対し、「自衛」を主張することはできないとの国際法専門家の見解もある。こうした見解は日本では報道されない。

（7）「起源の暴力」について

団本部の声明の中では、1967 年のイスラエルによる西岸・ガザの占領から批判しているが、ガザ住民 230 万人のうち 7 割は、1948 年の民族浄化で故郷を追われた難民たちである。彼らについての言及はなぜないのか。1967 年の占領から批判が始まるのはシオニスト左派の立場である。イスラエルの本当の左派は、何が紛争の起源にあるのか、「起源の暴力」をイスラエル建国時の民族浄化に求める。

世界人権宣言第 13 条第 2 項、国連総会決議 194（1948 年 12 月）でも認められた「故郷に帰る権利」を奪ってきたイスラエルの歴史的不正が消去されてはならない。

さらにいえば、1947 年にパレスチナの先住民を無視して、ヨーロッパにおけるホロコーストを生き延びたユダヤ人難民問題を解決するために、国際連合がパレスチナにユダヤ人の国をつくるというパレスチナ分割案を採択したことからガザの悲劇が始まっている（民族浄化の開始）。

国連は、設立数年で国連憲章の理念に反し、77 年たっても解決を見ないどころか、ジェノサイドに

発展してしまう悲劇の種を自らまいたことになる。

(8) イスラエル不処罰の国際的「伝統」

団本部の声明では、パレスチナにおける国際法の遵守状況については客観的・歴史的な検証がなされなければならないとしている。イスラエルの国際法違反はずっとあり、今に始まったことではない。検証の必要性は当然のことである。封鎖下のガザに対する最初のイスラエルによる攻撃の時、国連は調査委員会を組織し、「双方に国際犯罪が認められるが、イスラエルの戦争犯罪が圧倒的である」との報告書が出している。しかし、アメリカの拒否権発動により、イスラエルに対する非難決議は安保理では採択されなかった。こういうことがずっと繰り返され、イスラエルはひとたびも裁かれてこなかった。ウクライナに対する戦争犯罪を行ったとしてプーチンが ICC から直ちに訴追されたことを見ると、なんとという違いかを感じる。

これまでの戦争でガザに対して繰り返しなされた戦争犯罪の証拠は、今回の攻撃で消滅してしまった。過去の犯罪を検証することはできない。法に関わる者としてもっと踏み込んだ言葉が欲しい。

(9) ハマースによるユダヤ人兵士・市民の捕囚について

ハマースはなぜ、ユダヤ人兵士・市民の捕囚を作戦に含めたのか？背景にはイスラエルの刑務所にいるパレスチナ人収監者の問題がある。少しでもイスラエルの入植者による暴力に抗議したら、裁判のないまま無期限に拘留されてしまう（行政拘留）。女性・子どもも毎年何百人と捕らえられている。10・7以降、7000人以上が収監されている。国際人権機関がずっと問題にしているにもかかわらず、収監者に対する性暴力もあるが、報道されていない。こういった問題に国際社会が有効な手立てを打たないとすると、ハマースが自分たちで解決すると思ったとしても仕方がない面があるのではないか。

(10) 「即時停戦」のみを求めればよいのか

前述した通り、ガザの封鎖（2007 - ）により、ガザの経済基盤は破壊され、失業率は47%、深刻な貧困に陥り、世帯の8割が国際社会の援助・食糧支援がなければ今日を生き延びることができない状況に置かれてきた。また、2014年の51日間戦争の後、自殺者が急増している。イスラーム社会では自殺は最大の宗教的タブーであるにもかかわらず、である。

51日間戦争の攻撃から1週間で、無条件停戦の提案がイスラエルからあったときに、ハマースは封鎖の解除を条件としない停戦は受け入れられないと言って、停戦案を拒否した。この時、日本の報道では、イスラエルが停戦を提案したにもかかわらず、ハマースが自分の条件に固執するあまり停戦を蹴った結果、パレスチナ人が殺されているとあって、パレスチナ人の死の責任がハマースにあるかのような報道だった。その1週間後にガザの市民社会の代表たちが英語で「ガザに正義なき停戦はない」と題する声明を発表し、そこで「単に停戦するだけでは7年続いた封鎖の状況に戻れというだけである、それは生きながら死ねと言うに等しい」と述べている。今、10・7以降の完全封鎖をやめて生命維持に必要なもののみ入れろというのは、17年続いている封鎖の状況、すなわち「生き地獄」に戻れと言うに等しいことになる。

今起きているそこだけに注目するのではなく、そうした暴力が歴史的にどういう不正、暴力の下に生まれてきたのかを十分に踏まえるべきである。ガザ封鎖は政治的意図をもって、人為的に作り出された人道危機である。正当な民族的権利である帰還や主権をもった独立国家をつくるといった政治的な主張をできなくするために、今日を食いつなぐことがやっとなのであるという人道危機状況を創り出したのである。そこを踏まえただけでガザ問題を理解してもらいたい。

講演会質疑応答

Q 本日はありがとうございました。自身は本部で事務局次長を行っており、ガザに係る声明にも関与していた。本日の講演の中で、ウクライナ侵攻と比較してのお話があった。イスラエルによるガザ等でのジェノサイドについて、国際世論はもちろん、イスラエル国内においても批判の声を強めることが重要であるように感じている。ロシアにおいてナワリヌイ氏による批判があったように、イスラエル国内においても批判を高めるべきだと思うが、日本においてそうした動きがあるのかあまり見えない。その辺りどうなのか、そうした批判が高まるよう働きかけを行うにはどうすればよいのかご教示頂きたい。



A まずそもそもの構図として、対立しているのは、アラブ人 VS イスラエル人ではなく、シオニズム VS 反シオニズム、すなわちパレスチナにユダヤ人国家が存在せねばならないとするシオニスト及び親シオニストと、これを許さない反シオニストとの闘いである。ユダヤ人であればシオニストというわけではない。そのように見なすのは、それ自体がレイシズムである。世界の反シオニストのユダヤ人は、イスラエルに対し即時停戦を求め、イスラエルがホロコーストの記憶を自らの政治的資源として使うことを非難している。

一方、イスラエル国内の状況は芳しくない。イスラエルがパレスチナの民族浄化によって建国されたという歴史的事実を SNS に投稿した歴史教師が懲戒免職になり、また、南アがイスラエルをジェノサイドの罪で ICJ に提訴したことに賛同したユダヤ系議員を国会追放するなどの動きが強まっている。パレスチナ系市民、シオニズムを批判するユダヤ系市民に対する弾圧が激しさを増している。

2008 年～2009 年のいわゆるガザ紛争のときは、テルアビブで直ちに 1 万 2000 人規模の反戦デモがあったが、2014 年の 51 日間戦争のときは、反戦派への危害の恐れがあつてなかなか集会ができず、戦争開始から 1 か月後に厳戒態勢下でようやく開催できた状況であった。イスラエル世論は、2008～09 年時には 90% の国民がガザ侵攻へ賛意を示し、51 日間戦争時には 95% の国民がガザ侵攻への賛意を示した。今回は、人質の件もあるため、停戦求める世論も 85% ほどあるが、それでもガザのパレスチナ人に対する攻撃への賛意の割合は 90% 台あり、世論はもはや右傾化どころか極右化しているといつてよい。

イスラエル国内では、ナチスドイツによるホロコーストの記憶を利用し、第二のホロコーストの可能性が強調されている。そのため、10 月 7 日のハマースの攻撃は、シオニスト左派の市民によっても、ユダヤ人殲滅を企図したものと容易に解釈された。イスラエル国家樹立に際してパレスチナ人への民族浄化があったことなど、イスラエルでは教えられない。日本の場合は、その内実についての詳細な教育は未だになされないままであるものの、敗戦国のため、日本が植民地支配をしたことは一応、教育されている。しかし、イスラエルの場合はこれまで敗戦を経験していない。そのため、自国の加害の歴史については一切の教育がなされていない。当然の帰結として、自国の負の歴史、知りたくない事実を自ら知ろうとする者はほとんどいない。

イスラエル国内で声を上げられるようにしなければならないのはそのとおりではあるが、イスラエル

国家のありようそれ自体に問題の根源があると理解している者は、きわめて少数であり、彼らは迫害されている。イスラエル国家はパレスチナ占領とそのアパルトヘイト体制から多大な利益を受けており、そうである限り、イスラエルが内部から変わる可能性は少ない。これまで共存を主張してきたシオニスト左派も、10月7日以降、ハマースはユダヤ人の殲滅を目指す反ユダヤ主義のテロリストであるという政府の主張に飲み込まれている。こうした現状を鑑みるに、イスラエル国内で批判の声を高めてイスラエル国家のあり方を変えることは極めて困難であり、国際社会が圧力をかけることが何よりも重要であると思われる。

Q 本日はありがとうございました。私自身無知なところがあるが、我が国のメディア、報道機関に対する教授の講演や啓蒙といった働きかけについての現況などについて伺いたい。

A そもそも、私が入手できる情報は、大手メディアでも容易に入手できるものがほとんどである。今日、お話ししたことはすべて、パレスチナの情報を伝える複数の英語のサイトから情報を得ている。講演の中でお話ししたように、殺害されたジャーナリスト達も、パレスチナの現状を世界へ知らせるべく英語で記事を発信していた。最近ではガザ市民の SNS 投稿も、直ちに英訳、和訳されている。要するに、私の得ている情報はパソコン1台、スマホ一個あれば誰でも入手できるもの。この程度の情報収集を、資金も人材も豊富な報道機関においてできないはずがない。

アメリカの場合、2008年～09年の攻撃時、WSJにイスラエル批判記事が出たことがあり、これは画期的だと思い、寄稿者にその旨伝えたが、当該報道機関はその後、親シオニスト資本の傘下に入ったため、もはやあのような記事は掲載されないということだった。アメリカ国内の主流報道機関で親シオニスト資本の傘下でないものはもはや存在しないので、イスラエル国内の報道機関よりもイスラエル寄りの報道がアメリカではなされているのが現状である。つまり、報道に携わる記者やキャスター個人の意思とは無関係に、社の方針でそうなってしまうている。

翻って、日本国内の報道機関の報道はどうなっているのか。ほとんどがイスラエル寄りの内容になっている。読売新聞や産経新聞については、社の方針がそうなのだから理解できるが、それ以外の新聞もすべてイスラエル寄りである。恐らく原因のひとつは、無知にあるのだと思う。パレスチナ問題を少しでも学んだ大学生などであればとても書かない、書いたらゼミで叩かれるようなレベルの記事が多い。

もうひとつ、より本質的には、日本の報道機関は自国の過去の歴史的犯罪に対してもきちんと向き合うことができていない。あるいは、植民地主義の犯罪を否定する自国政府の方針に沿った報道をしている。その結果、イスラエルの植民地主義についても批判的視点を欠落させている。

それでも、かつて SNS が存在しない時代には、まだ報道機関において自らがしっかりと情報発信をせねばならないとの矜持があり、状況は今と比べれば随分とましだったと思う。SNS の普及により多くの人々が情報の受信・発信をするようになって、もはやそうした矜持すらも放棄してしまったように感じる。デジタル記事の劣化、粗製乱造は著しく、もはや紙媒体の新聞や全国紙の先は長くないと考えており、そんなものに今更働きかけを行うべき意味が果たしてあるのかとも思うが、SNS



などを使わず、報道機関からの情報のみ受け取る人

もいる以上、働きかけは必要なのかもしれない。その点については宿題として、今後も考えていきたい。

Q 本日はありがとうございました。ガザ問題に関する緊迫したお話を伺うことができた。そもそものイスラエルという国についてのお考えを聞きたい。かつてのナチスドイツによるホロコーストのイメージが一方であり、他方でイスラエル政治指導者の言葉を聞くと、攻撃的で戦闘的な発言が散見される。ホロコーストの被害者としてのイメージと政治指導者の攻撃的発言のイメージが結びつかないところがある。その点どう考えておられるか？

A まず強調したいのは、イスラエルが「ユダヤ国家」というのは、イスラエル政府がそう主張しているに過ぎないということ。今日に至るまでのイスラエルのパレスチナ人に対する民族浄化やジェノサイド、抑圧や虐待が、ユダヤ教聖典の唱える正義に適っているのか？敬虔なユダヤ教徒ほど、そうした行動は許されないものだと考えており、イスラエルが「ユダヤ国家」であることを否定している。同様に、イスラエルがホロコースト犠牲者であるユダヤ人の国というのも、イスラエル政府がそう唱えているだけのものであり、世界のユダヤ人の総意ではない。

イスラエルのジャーナリスト、トム・セゲフに『七番目の百万人』という著作がある。ヨーロッパにおけるユダヤ人のジェノサイドに対し、パレスチナのシオニズム指導部が歴史的にどういう対応をとってきたか、どのように利用してきたか、その歴史的な変遷が詳しく分かる本になっている。ナチスドイツは、ユダヤ人の絶滅政策をとる前は、追放政策をとっており、ヨーロッパのユダヤ人をパレスチナに移住させたいシオニズム指導部とは協力関係にあった。そのため、アイヒマンもパレスチナを視察している。また、イスラエル初代首相となったベン＝グリオンは、ホロコーストの犠牲になったユダヤ人を「自業自得」としている。彼らはシオニズム運動に賛同せず、ヨーロッパに残ったのだから、と。また、ユダヤ教の教えに反して、武力で国家建設したことを正当化するために、建国直後は、祖国を守るために銃をもって闘うユダヤ人という新しいユダヤ人アイデンティティを立ち上げるために、ホロコースト犠牲者は、抵抗もせずに唯々諾々と殺されていったディアスポラ根性のしみついたユダヤ人という他者として否定された。

建国後は、パレスチナに移住したユダヤ人のうち過半数は、中東・イスラーム世界など非ヨーロッパ出身者となった。ユダヤ人のジェノサイドはあくまでヨーロッパのユダヤ人の出来事であるが、イスラエルはこれをイスラエルのユダヤ人のアイデンティティとするため、その記憶を利用するようになった。

そしてここ数十年は、パレスチナ人に対する暴力を正当化するために、自国をホロコースト犠牲者であるユダヤ人の国と主張し、自国に対する批判をすべて反ユダヤ主義だと言って攻撃している。

Q 本日はありがとうございました。岡先生引用のガザ声明は、東京支部発出のものではなく本部発出のもの。東京支部はその1か月前に声明を発出していたが、内容は本部のものよりも中身が薄いものであったため本講演は耳の痛い、大変参考になるお話であった。質問としては、先生において、法律家にどんな行動を取ってほしいのか、取るべきなのか、教えてほしい

A 法律家の方々がどのような行動がとれるのか、という点については、むしろ私から聞きたい部分ではある。

その中で、まずお願いしたいこととしては、UNRWA への日本政府を始めとする各国政府による資金提供停止への批判をしてほしい。無論、UNRWA による支援自体、不十分なものであり、いわば焼け石に水程度の支援ではあるが、それすらも無くなってしまうのが本当に危機的な状態というほかない。是非、資金提供停止への批判をまずはお願いしたい。

また、今、起きている大量殺戮それ自体は強く非難すべきものであるが、たとえ停戦が実現して、ジェノサイドが収まったとしても、そもそもガザにおいては、人々が「生きながらの死」と呼ぶ、恒常的暴力に支えられた徹底的な封鎖がなされている。こうした状況は日本国憲法前文が謳う「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」との文言にある「恐怖と欠乏」そのものである。単に戦争がなければ良いのではない、辛うじて、生命を維持できるだけの今日の食べ物があれば良いのではない。ガザでは、自らの人生や自分たちの運命を自身で決定する権利、自己決定権が何ら存在しない。この状況に対して、世界が何の行動もとることができていない現状が間違っている。また、戦争による破壊に対する復興支援は繰り返し行われてきたが、破壊されたら復興支援する、その繰り返しで良いのか。これまで復興支援にどれだけの費用が費やされ、それが瓦礫にされてきたのか。紛争による破壊の度に復興支援をしさえすれば良いのでは決してなく、この政治的不正それ自体を正さなければならない。

たとえ戦争という直接的暴力が生じていなくても、憲法の謳う文言に反する事態がガザでは、そしてパレスチナでは、何十年もずっと続いているということについて、戦争が収まったあとも、しっかり注目をして欲しいし、その点について注目をした声明を出して欲しい。

1日目討論

<憲法>

●憲法の決議趣旨説明(和田壮一郎次長)

憲法に関して「岸田政権の改憲策動に抗議し、改憲阻止に全力を尽くす決議」というタイトルで総会決議を出したいと考えています。

2023 年は、安保三文書に基づき、多くの軍拡財源確保法、産業基盤強化法など日本の軍事化を進めるような法律が成立しました。南西諸島の基地、ミサイル配備など軍事的に緊張を高めるような動きも進んでおり、こうした動きには団東京支部として注視し行動を移さなければいけません。

同時に岸田首相は、就任以来、何度も自民党総裁として任期中に改憲を目指すと明言しており、本年は明文改憲に関する動きに注意を向ける必要があります。自民党の総裁の任期を持ち出したところも、問題意識があり書かせていただきました。また、衆参両院での憲法審査会も開催されてしまう状況が続いており、自民党以外の改憲派の国民民主党、維新の動きも警戒すべきものと考えています。特に 2023 年 12 月 7 日、衆議院憲法審査会での大規模災害などの緊急事態での国会議員の任期延長をめぐり、憲法改正条文の起草作業を行う機関を本年通常国会で設置することを提案し、他の改憲派の会派が賛成したという経緯があり、より改憲に向けて具体的作業に移る意味で警戒すべきと考えています。

そこで、決議案では、国会議員の任期延長に関する危険性に絞って問題点を記載し市民に広く警戒を呼び掛ける内容としております。これまで出ていた憲法改正案については自衛隊明記案、緊急事態条項などは触れておりません。

また、こうした改憲の議論が決して国民の世論として盛り上がっているのではなく、本年 1 月 1 日能登半島地震が起き、その対応が明らかに求められているにもかかわらず同時に記者会見で改憲に関して意欲を見せるという岸田首相の姿勢にも国民無視の姿勢が表れています。

●馬毛島基地反対住民訴訟について(塚本和也団員)

「どんたちの馬毛島を返してや」馬毛島基地反対住民訴訟について報告します。

馬毛島は、鹿児島県の種子島沖にある無人島で、軍事基地化が進む南西諸島の北端となります。現在までに、8800 億円超の国家予算が計上され、昨年 1 月の着工から急速に進められており、来年には滑走路を先行完成させ、米軍の訓練が開始される予定です。環境問題に取り組む弁護士らと協力しつつ、団員による大衆的裁判闘争が求められています。3 月 12 日が第 1 回期日で、動き出したばかりなので、弁護団に入っていただくか、組織作りや資金集めのアドバイスをいただければ助かります。

●憲法運動と選挙(白神優理子団員)

憲法運動が選挙に直結したことについて。

日々憲法の講演活動を行っており、足元での活動を重視している。

八王子市長選で、地域で市民と立憲野党の運動の力で共闘の候補者がかなり良い線までいった。東京新聞では「八王子でリベラル革新勢力が躍進」という記事も出た。

結果的には、自公の候補者に対して、6600 票差まで追い詰めた。SNS 上は奇跡と言われ、萩生田氏が支援者に謝罪する結果となった。

これは、まさに憲法運動の成果であり、これまで 100～200 名の規模の市民の集会が何度も行われ、通算して 200 回行われてきた。これまでの成果を選挙に生かそうと去年から取り組んできた。つながる八王子という取り組みを統一地方選の前に作った。

例えば、自公の候補者に対する落選運動であれば共闘してできるのではないかと立憲野党とで取り組んだ。裏金問題について 300 人大抗議集会を開催した。

八王子市長選では野党共闘で候補者を立てようとしていたが、すでに保守系がいっぱい立ってしまった。そのため保守系の一人である滝田さんと政策協定を結んだ。滝田さんに都民ファーストを離党してもらい、野党共闘で応援した。

●憲法フェスティバルについて(並木陽介団員)

改憲をめぐる状況は先ほどの決議案に書いてある通り、非常に危機的である。憲法フェスティバルで護憲の動きを強めたい。講師は、ND の猿田さんなど多岐にわたる。世間の皆さんから戦争が起きたら困るという声があるが、そうした声に対して答える内容となっている。

6 月 1 日 13 時サニーホールで行われる。ぜひ協力をお願いしたい。協力とは、会場に参加いただくのが一番だが、忙しいと思うのでチケットを買っていただくことが忙しくてもできる協力であり、チケットの購入もぜひお願いしたい。

●憲法議案書についての意見(平山知子団員より事前提出文書)

平山団員より、日米安保条約が問題の根源にある点について議案書での指摘が必要という趣旨である。平山団員について本日不参加であるが、事前に意見が文書で出されているので、本日配布した。

野澤支部長：平山団員の意見書について全く異論はない。日米安保条約に触れるべきである。執行部で検討したい。

●各法律事務所より憲法運動の報告 東京法律事務所:中川勝之団員

やはり我々が正しい発信をしなければだめということで東京事務所 9 条の会を中心に活動を行っている。戦争の実態を知ろうということで南西諸島の現地調査を行っている。総会後には、ガザ大使館に抗議行動、後日抗議文を大使館に郵送した。裏金問題について幕引きがおかしいということで行動を起こすということでリーフを作成した。せつくなので裏金問題を 3 月の団支部の幹事会で扱うことにしてもらった。

<裏金・政治腐敗問題>

●決議案趣旨説明(宮澤謙太団員)

裏金問題について抗議声明を発出したい。昨今報道されている裏金問題について幕引きが図られている。団東京支部の方でも抗議声明を出す必要がある。

裏金問題は政治腐敗につながる。何度も起こっているのに、それもしっかり解決されることなく流されているような状態である。政治不信につながってしまっていると考えられる。

決議案では、課税対象になる点も指摘している。特捜部があくまで不記載の問題として扱っているようだが脱税の問題もあるということで真相究明を行うべきだという内容である。

●議長(早田由布子団員) 国民的関心の高いテーマだが、皆さんが普段行われている学習会などで裏金

問題についてどのような反応があるなど、経験談がおありならお話いただきたい。

●藤田力氏(国民救援会 東京都本部事務局長)

救援会の立場で裏金問題について触れたい。支援した倉敷民商弾圧事件では、脱税のほう助で無実であるにもかかわらず1年以上拘束されている。

脱税のほう助に関して証拠がないのに拘束、一方明確な裏金なのに処罰されないという不公平がある。95年に作られた法律で、企業献金の裏道が残った。金権政治による腐敗、買収により自由な選挙を侵害するのではないかという立場で救援会からは発信していきたい。

●議長

憲法運動に話を広げたいが、安倍政権下はターゲットが明確で運動が作りやすかった。現在は対象が不明確、論点がばらばら 弁護士として運動をどうつくったらいいか。議論したい。

●高橋寛団員

改正入管法に定められた永住権の取消制度は、税金滞納などの事由が発生したときに永住権を取消事由とする内容になっている。しかし、今回の裏金問題については政治家が税金をちょろまかしている。外国人を非常に下に見ていると考えられる。

一方、岸田首相は軍拡で43兆円使うと主張している。相次いで増税を行い、さらに政治家は政治資金パーティーをやっている。

こうした訴えかけも効果的ではないか。議員は脱税、国民が増税というのは非常にわかりやすい訴えといえる。

●白神優理子団員

講演で、裏金問題については2点の切り口で話している。

一つは理不尽で不公平。1円単位で国民には領収書を求めるにもかかわらず政治家に対しては違法行為にもかかわらず、追及されない。1パーセントの大企業のために99パーセントの国民が犠牲になってしまう。2点目は、改憲は1パーセントの人たちが自分の私腹を肥やすために行われる。大企業や財界からの声が政治に反映されてしまう。

決議案についてはできれば、裏金作りが組織的に行われているという内容を入れてほしい。派閥で組織的に裏金を作るという点が本質的だと考えている。

私たちの周りにいる市民は怒ってくれるが若者は6〜7割は知らないのが現状である。街で若者に尋ねると「パーティー券」、「キックバック」など言葉として聞いたことがあるけど何が問題か知らない人が多い。どんどん広めていく必要がある。

●窪田之喜団員

政治資金を出すということは人権の問題、個人の権利の問題である。戦後の裁判の中で会社、法人が政治資金を出すことについてもこれが個人の人権と同じという判例があることに問題がある。この最高裁判例は学会からも批判があるが参政権の一部であり企業に認められるべきではないと言っていく必要がある。

＜情勢ガザ問題について＞

●決議案趣旨説明(西田幹事長)

岡教授にも決議案を見てもらった。ICJは実は仮処分は出しているがイスラエルの行為がジェノサイドとは判断していない。一方、この声明ではイスラエルの行為はジェノサイドであると明確に示している。本問題の解決の第一の責任がイスラエルにあることも明示している。我々は、国内で活動する法律化団体であり、日本政府に対して意見を言うべきである。UNRWAの資金援助が今日本ができる援助方法であるため積極的な意見を述べている。

●前畑龍団員

声明というのは、誰に対して出しているのか。日本語で通じるのか疑問である。

●幹事長

通常は、関連諸団体、衆議院参議院、関連省庁に執行する。しかし今回の声明はアメリカ大使館、イスラエル大使館に対して執行しなければ意味がないだろう。イスラエル大使館はポストに入れさせてもらえないという問題もあるが、翻訳・執行方法を含め対処を考えたい。

●田中 淳団員

イスラエルに第一次に責任があるのはそうだが、安全保障理事会で拒否権を出しているアメリカに対して責任があるという内容も加えるべきである。

●幹事長 4回のアメリカの拒否権行使は異常である。この点は踏まえて対応したい。

＜差別＞

●高橋寛団員 差別のない社会の実現を受けて

議案書16ページ 「セクシャルマイノリティ」と「セクシュアルマイノリティ」という部分で表現のゆれがある。セクシュアルという表記が公文書、法律上の表記としては正しいので留意されたい。

＜都政＞

●決議案趣旨説明(浅野ひとみ次長)

都政については、都民の声は聴かずに「稼ぐ東京」「国際金融都市」というような大企業優先の都政となってしまう。一方国民は、物価高などで非常に厳しい生活となっている。ぜひ都民の声を聞いた政治内容に転換させたい。

●都立病院の独法化阻止運動について(尾林芳匡団員) 特別報告集32p

合理化の名目、コストカットをするということで弊害が起こっている。

例えば、他の分野でも、東京大学の社会学部は今企業と連携をしないと予算がでないため、非正規雇用について労働者自身が選んだ結果だというような研究を発表したりしている。

板橋区にある健康長寿医療センターは1日あたり2万円の差額ベッド代を集めている。ベッド数を減らしてお金儲けに走っている。

都立多摩総合医療センター夜間病棟の閉鎖計画について、労組として団体交渉を行った。組合は一方的に通告され猛烈な干渉を受けた。不誠実団交として労働委員会への申立書を作成し、記者会見を開き労働委員会に申し立てると通告し、夜の10時に全面撤回させた。

都知事選で、独立行政法人を問題として都民のための都立病院という点を論点の一つにしたい。公立病院について学習できるDVDがある。ぜひ購入をお願いしたい。

●弾圧学習会について(久保木太一団員)

新人は弾圧学習会(4月17日水曜日午後3時～)にご参加を。裏金問題は国会まで集会があり、新人の方にも見守り弁護の声がかかるかもしれないのでぜひ参加をお願いしたい。

山添議員国会報告

山添 拓 参議院議員

- ・来週は裏金問題についての通常国会の焦点。政治倫理審査会で、安倍派五人衆の一部や二階派の幹部が出てくる予定であり注目していただきたい。
- ・岸田首相は、確定申告で適切に納税してほしいと述べた。一方で財務大臣は、裏金議員の納税は個人の判断と述べた。国民のなかに怒りが沸騰している。
- ・不記載があった議員82名へのヒアリング結果をまとめた報告書には、「裏金」ではなく、「還付金」、「留保金」と書かれるなど不十分。一方で「派閥の事務局の指示」などの証言があり、派閥ぐるみの組織的犯罪であることも明らかになっている。真相解明のため徹底追及が必要。



- ・政治倫理審査会は、「不当な疑惑」をかけられたとして弁明したい議員が申し出て行う。原則非公開であるが、本人が了承すれば公開で行うことは可能。野党側はメディアも含め完全公開で実施すべきと求めているが、現時点では自民党は非公開と主張。政倫審で明らかにならないなら、国会の場で参考人として、あるいは証人喚問で、真相を語るべきである。
- ・今後に向けた対策としては企業・団体献金の禁止。共産党だけではなく、立憲民主党、国民民主党、維新の会、公明党も企業・団体献金禁止を言わざるを得ない状況になっている。自民党は「企業にも政治活動の自由がある」といい、八幡製鉄事件を持ち出し消極的。しかし、八幡製鉄事件は半世紀前の最高裁判例。その後ロッキードやリクルート、ゼネコン汚職があり、だから94年の「政治改革」で企業・団体献金は禁止すべきと自民党も含めて合意してきた。自民党の主張は半世紀前以上の金権腐敗政治に戻せと言っているのに等しい。そのような退化は許されない。「政治改革」からの30年は、「失われ

た30年」と丁度一致する。企業・団体から献金を受け、その経済界の要求に応える政治が「失われた30年」をつくってきた。

- ・あらゆる面で自民党政治を終わらせる国民的な大運動をと呼びかけている。今年は衆議院選挙もあるだろうから、引き続き頑張っていきたい。

Q政権交代に向けた野党共闘について新しい希望や芽を感じているところがあれば聞きたい。



・自民党政治を終わらせるうえでも、次の政権をどうするのかということが大事。野党が力を合わせれば、かなりのところまで追い詰められる（前橋市長選、京都市長選など）。補選が続くので、そこでどのような結果を出せるかが今後の課題。例えば現時点で、東京15区で野党が一本化という状況はない。まともな野党が力を合わせるべきという圧力が必要。

Q自民党側が批判を受けると、離党して新党を作るという動きがあるが、今回そのような

動きがないのは何故か？

- ・自民党のガバナンス自体がガバガバになっている。最大派閥の安倍派が崩れたため、統制がきいていない。例えば、派閥解体の指示が岸田から出ていて、麻生派は反対している。
- ・裏金事件を受けて自民党自体が弱体化していることも要因だと思う。国会対応も無茶苦茶。予算委員会委員長は野党共闘を裏切って自民党に行った議員である。予算委員会の理事は5名中3名が交代し、運営に慣れていないなど。

Q憲法審査会での任期延長論の条文の取り纏めについて、今どのような動きがあるのか

- ・自民党には、今国会で、憲法審査会を動かすだけの力がない。幹事懇談会も開かれていない。それは裏金問題でそれどころではないのと、安倍派が理事から外れているためモチベーションも下がっていることにあるだろう。ただ、油断はならない。自民党内の議員や維新が改憲を煽るなどもあり得る。

Q共産党の党首が田村さんになった反響は？

- ・共産党自体が新しい時代に突入しているという受け止めが多い。期待も批判もあるが、力に変えて頑張りたい。

2 日目討論

<憲法の追加討論テーマ>

若手の目から見て、今の憲法運動の取り組みはどのように受け止められているのか

●前畑龍団員

若者としては、憲法運動は難しいという目で見てしまうと思う。私たちは、法律家なので、憲法も勉強もするし、講演会や今回の総会等の機会に様々な方のお話を聞くことができるため、自分で憲法や運動の大切さを実感する環境が整っている。しかし、多くの人は環境が整っていないのではないかな。憲法は自分たちの権利を守るための法律なので、考えないということはないはずだが、遠いもののように感じている。自分が周囲の友人と話をしても、憲法のことは話題にならない。学生時代に授業で憲法を学習しても、暗記する程度で終わってしまい、法学部に入ってやっと憲法の重要性を理解する。そもそも9条そのものを知らない場合もある。自分が思うには、若者に身近な憲法といえば、職業選択の自由ではないか。職業選択の自由は、戦争などを経て、初めて獲得し保障されてきた。まずは若者に対して身近な社会問題から入って、それが憲法で保障されていることに結びつけた方が良さだろう。

●佐藤誠一団員

自分は高校時代に、9条を変えるべきか否かということで議論した。雑誌にも戦闘機や軍艦などが掲載されていて、当時は軍国主義的な考えを持っていた。その後、法学部に入学し、司法試験に合格し、青法協会員等から話を聞く機会もあった。前畑団員の問題意識やアプローチも理解はできるが、一方で日本人は遵法意識もあり、それも考えるべきだと思う。今でも9条改憲について話題にはなる。また、ウクライナ侵攻の件について、殺傷力のある武器を使用すべきでないという意見が多数となっている。その根底には憲法9条があって良かった、変えては良くないという意識があり、私たちの運動も受け止めてもらえると思っている。

若者に対しては、具体的な問いかけをして、憲法について深めていくということが必要だろう。

●山添拓団員

二人の発言を聞いて、やはり憲法を語っていくということが必要と思っている。

アプローチは色々あって良いと思う。改憲の目的が戦争国家づくりであることは国民に知らされておらず、むしろ隠されているので、真の目的について私たちが情報を発信する必要がある。自民党等は北朝鮮や中国の脅威などを取り上げて、あえて不安をあおり、改憲の議論を設定している。力を合わせて情報を発信していきたい。

<都政ほか>

●葛飾住民監査請求について(船尾遼団員)

立石の飲み屋街等を壊してビルを建てる計画がある。もともと研究会が発足され、計画されていた。また、その計画区域内に葛飾区役所があり、ビルの中に葛飾区役所も移してしまうということで、葛飾区が再開発組合に十数億の補助金を払い、権利返還計画から事業費まで全て葛飾区が進めている。

地権者は全員賛成していなかった。飲み屋などの借家人も含めて、全ての権利者の 6 割とその土地を所有している面積の 6 割の人が賛成する必要があるという二重の要件で再開発の認可が下りる。葛飾区も組合に入っているのだが、自分たちの区庁舎の面積と駅前整備のために手に入れたたくさんの土地を合計すると 6 割を超えるので、葛飾区が賛成したことによって 6 割が達成されてしまった。議会にもかかれなかった。

東部事務所に相談があった時点で、組合の設立から 1 年経っていたので、各種期間制限は超えていた。そのため、内容に踏み込んで争うことは難しいので、政治・街づくりに興味を持ってもらおうという運動的な観点から、監査請求及び住民訴訟してほしいという話がある。権利返還計画において、葛飾区が貰える床の価格が他に比べて 2 倍以上になっている。要するに他の地権者たちに無理矢理やったから、多くあげるから文句を言うなというのが、この事件の実態だと思っている。現在 240 名の監査請求人が集まっており、2 月 29 日に申立て予定。勝訴も当然目指すが、運動としても頑張っていきたいので、ご支援ください。

<刑事>

●倉敷民商事件(佐藤誠一団員)

都知事選では普段政治活動をしていない人が運動に参加することも多く、公選法に違反し、警察の干渉・介入が入る可能性がある。弾圧学習会に是非参加してほしい。

倉敷民商事件については、発生後 10 年経ちながら、審級は 2 度目の地裁にとどまっている。この事件は、民商の会員が脱税をしたが、本人がその会員を担当していたので、脱税のほう助をしたという点、もう一つは税理士でないものが税務申告書類を作成したという非税理士行為が問われている。高裁では、脱税の主要な証拠である査察官報告書に証拠能力がないということで、これに代わる証拠があるかどうかという点で、差し戻された。

5 年半の三者協議を経て、検察の立証計画が固まって、昨年 7 月に差戻審の第 1 回弁論が実施された。ところが、検察官が追加立証を求めてきたため、弁護団が 5 年半の三者協議は何だったのかということで、強く抵抗し、検察官立証の途中で止まっている。弁護団としては、この事件は追加証拠を認めないと、脱税の立証が成り立たなくなると考えているため、追加の立証を断固拒否している。これを拒否できれば、無罪への大きな一歩となる。

来週の月曜日に三者協議の 3 回目が予定されているので、成り行きを見守ってほしい。

●再審法改正について(泉澤章団員)

再審法改正については、2019 年の日弁連の人権大会で、証拠開示が再審の規定にはないこと、再審の開始決定に対し、検察官の不服申立権が認められており、審理が長引くという問題があることが確認された。2022 年日弁連の中で実現本部が立ち上がった。現在、地方議会での採択運動も続けており、200 の自治体で決議が採択されており、草の根の運動も広がっている。

再審法改正の取り組みは、1970 年代から進められており、白鳥事件で再審の門を開いた後に、次々に再審無罪の判決が出て、その時勢にのろうということで、日弁連も再審法改正を進めようとしたが、かなりの抵抗を受けた。しかし、2010 年代に入ってから、次々と再審開始・無罪事件が出てきた流れに乗って、日弁連ももう一度再審法改正に取り組もうと頑張っており、非常に盛り上がっている。ただ、やはりここきて、警察当局の抵抗が非常に激しく、自民党の一部の議員も巻き込んでいる。日弁連が議員にブレゼンをしに行くと、その前後何分かに議員のところに警察がやってきて争いが続いている。

袴田の再審判決が夏頃に出ると言われているので、なかなか難しいとも思われるが、何とかそこまでに運動を盛り上げて、議員立法を成立させたい。そのためにも、都議会での賛同を得たい。東京が動けば全国的にも動くだろう。再審法改正を私たちの代で実現したいので、ご協力をお願いしたい。

●藤田力氏(日本国民救援会)

再審法改正へ向けた自治体への働きかけの取組を紹介したい。現在、多摩支部では、西東京市などの5市が再審法改正の意見書採択をして国会へ伝えた。23区だと大田区と豊島区で動きがあり、大田区は不採択、豊島区は継続審査でほぼ不採択だが否決はされなかった。練馬などでも採択に向けた動きが出てるので、自治体決議をどうあげるのかというところで城北や南部法律事務所とも連携しており、今後も積極的に法律事務所と一緒に取り組んでいきたい。

今後4月20日に、15自治体で取り組んだ動きを広げようという経験交流会を予定している。特に、いまは袴田事件の再審公判でのたたかいに勇気づけられ、これが豊島区議会でのロビイングに繋がり、意見書採択に向けてプッシュしたという動きになっている。採択こそされなかったが自民党から敬意を表するとの発言もなされており一定の成果。

今年は都内での過半数の意見書採択を目指していきたい。

<貧困>

●団本部貧困社会保障問題委員会の報告(高橋寛団員)

団本部貧困社会保障問題委員会からの報告。生活保護違憲訴訟では、厚労省独自のCPI基準を用いて物価調整を行い、さらに歪み調整をしているふたつの問題で裁量論を争っている。現在、およそ5割6分の地裁で勝っており、この種の訴訟では珍しい勝率。大阪高裁では逆転敗訴をしたが名古屋高裁では勝訴し、かつ、慰謝料として1万円の国賠も認めている成果もあり、最高裁にかかっている段階。東京地裁で行われている裁判では6月13日に判決言い渡しの予定。興味ある方は復代理ということで傍聴可能に思う。

次は、生活保護行政について。昨年3月に生活保護ケースワーカーが生活保護受給者の遺体を2カ月半放置していた問題が江戸川区で起きた。今年の1月に検証委員会が立ち上がっている。査察指導員を増やすことは言われているが、肝心のケースワーカーの増員は検討すらされていない由々しき事態。

群馬県桐生市の紹介もしたい。桐生市ではご存じのとおり不適切な生活保護行政があった。代表例としては、1日1000円分割して保護費を渡すことで、毎日課に来させて就労指導を併せて行いハローワークに誘導していた。保護行政の改善も急務で、桐生市への聞き取りなども日程調整しているので興味ある方はぜひ。

<地域の取り組み>

●当選無効採決取消訴訟(藤原朋弘団員)

中野区議会議員の当選無効採決取消訴訟。サマーセミナーでも報告したが、無事勝訴した。高裁は、「いさしんいち」票はいさ哲郎さん票への投票としたが、「甲田ひろし」票は中田の誤記であって田中ひろしへの投票とした。薄氷の勝利。最高裁でも油断することなく取り組みたい。

特に「田中ひろし」票は、サマーセミナーで頂いた議論を踏まえて文書提出命令を行った経緯があり、裁判官にプレッシャーを与えることで勝訴に結び付けた。

また、本来は運動がしっかりしていればこのような事態にならなかったともいえ、総括は必要。このよ

うなことがあってはならないという意味でしっかりと都知事選の教訓としたい。

<共同親権>

●共同親権決議案趣旨説明(金子美晴団員)

共同親権について。法制審議会家族法制部会が提案した要綱案は問題を多数含むので決議案を起案させていただいた。ご存じのとおり、要綱案の目玉は共同親権の導入であり、要綱案では父母の協議で単独親権か共同親権かを決め、合意できない場合は家裁が親権者を定めることとなり、例外的に DV などがある場合は単独親権を維持するという建付けとなっている。そして、課題として家裁の体勢整備なども挙げている。

DV であることの立証が難しいことは弁護士であれば共有できると思われるが、親権を単独にするか共有にするか決める際にも同様の基準であると考え、高葛藤の事案でも共同親権になってしまうおそれがある。そもそも共同親権賛成派の主眼は面会交流の今以上の実現にあるところ共同親権導入でなくとも対応可能である。また、これにより調停がより長期化するおそれも高い。

このような状況を議論しないまま成立させることは混乱を招くだけなので今国会に法案として提出することや拙速な議論で成立させることは反対する趣旨である。

●高橋寛団員

個人としては共同親権反対なので決議の方向性には異論ない。ただ、要綱案についていえばいいことも含まれており、養育費の財産開示など成立させるべき部分もあると思われる。共同親権への反対意見だけでなく、いい部分への反対意見ではないはずなのでそこについては分かりやすい形で明示したほうがいい。ちなみに、団本部常幹でも、拙速な議論は反対するという意見が出されたが、そこでも同じ議論がなされている。

●金子美晴団員

いただいた意見はその通りなのでそこに対する反対意見と捉えられないような書き方にしたい。

●山口直美団員

団本部の幹事長の立場から。本部のほうで共同親権の決議をした。細かい部分だが、2月15日に法制審で要綱は採択されたので案から要綱に変わったのでそこは修正をお願いしたい。要綱となって出てきたのであとは条文化するという段階。3月上旬が目途になっている。団本部は本村議員や仁比議員と懇談もした。また、自民野田氏や立憲福山氏が呼びかけ人となって超党派での勉強会をしており、そこでは拙速な議論があるのではないかという意見も出されているのでその点も盛り込めれば。

賛成の立場から、慎重な議論を出すという意見を補足する発言をさせていただいた。

<その他>

●白神優理子団員

過労死を無くしていくために。過労死大国日本のなかで過労死問題に取り組んでいる。大事なのはいまの国の認定基準に合致しない事案でも、果敢に取り組み、結果的に認定基準を広げていく動きが大事だと思う。過去の先人はそのようにして認定基準を切り開いてきた。

そのような観点での案件のご紹介をしたい。ひとつめは非正規雇用労働者の労災認定事案。非正規の労

災は厳しい実態がある。本件は非正規だけど副社長という矛盾するような肩書の方で生存事案。雇止め法理を適用して退職勧奨として強認定を勝ち取った。

ふたつめは長時間労働によらない過労自殺。議事録や line やメールを精査して仕事の負荷を丁寧に立証して業務上認定を受けた。たくさんの弁護士に何度も断られ続けてきたという依頼者がたくさん来ているので、団員は積極的に受任していただきたい。

また、労災行政を変えるということもやらなければならない。労災申請件数は右肩上がりになっているのに認定件数は横ばいで変わらない。厚生労働省の連携通達によって、時間外労働時間については労基署労災担当が見ていたが、監督課方面担当がやる事態になっている。監督課というのは有罪事案に即決する部署なので、労災認定とは異なる観点から極めてハードルが高くなっている事態があり是正する必要がある。

<支部 ML 規程>

●趣旨説明(幹事長)

メーリングリスト規程について。メーリングリスト管理の便宜を図らせていただきたいという趣旨で提案する。主に第 6 条～第 8 条を説明するが、概要としては、6 条列举の禁止事項に該当すると思われる投稿がされた際に、執行部として注意勧告するとともに、再度行った場合はメーリングリストの一時登録停止をできるようにした。この際には弁明反論の機会を与えることを通知しないといけない仕組みとし、弁明を受けたのちに幹事会において今後の扱いについて決する。メーリングリストの一時登録停止後は、抹消をするか、再登録をするかを定めることとなるが、抹消は団員の 3 分の 2 以上の賛成が必要としている。また、一時登録停止後に一定期間経過する場合は、一時解除のみなし規定もいれており、対象者が不当に長い間停止されないような措置も併せて導入した。

ちなみに第 6 条の禁止事項とはどのようなものか。具体的な行動を規定した部分は異論ないと思われるが、その他これに類する行為に該当した場合は停止する旨のバスケット条項があるので支部長の裁量が広く表現の自由との絡みでどうかという意見もあるかもしれない。ただし、あくまでもメーリングリストは意見交換の場ではなく情報伝達の場であると考えており、意見交換や議論は本来は幹事会や支部ニュースでやっていただきたいと考えており、メーリングリストの運用についてこのような規程とすることにご了承願いたい。

その後、異議はなく、拍手により賛成確認。

自由法曹団東京支部メーリングリスト利用規程

第1条（規程の趣旨）

本利用規程は、自由法曹団東京支部（以下、単に「東京支部」という。）が設置するメーリングリスト（以下、「本ML」という。）の利用（運営・管理）に関する事項を定める。

第2条（利用目的）

本MLは、東京支部団員、事務局員の相互の連絡、情報提供、行事等の告知、取組の報告等を目的とする。

第3条（本MLに関する権限）

本MLの利用規程の変更、本MLの廃止その他本MLに関して必要な手続、処分は、すべて幹事会で決定することができる。

第4条（管理責任者）

本MLの日常管理、技術的管理（新規登録、登録変更等）は、自由法曹団東京支部支部長（以下、「支部長」という。）の責任において行う。

第5条（登録資格等）

東京支部団員及び同団員の所属する事務所の事務局員は、支部長の承諾を得て、本MLに登録することができる。

2 本MLに登録された者は、支部長に通知することで、本MLから脱退することができる。

第6条（禁止事項）

本MLには以下の内容を含む投稿をすることができない。

- (1) 名誉毀損、プライバシー侵害その他の人権侵害を伴う内容の投稿
- (2) 特定の個人、集団または属性を差別又は侮辱する内容の投稿
- (3) もっぱら特定の団員もしくは事務局員への攻撃を目的とする内容の投稿
- (4) もっぱら営利を目的とする内容の投稿
- (5) その他、本MLの運営に支障を来すと思われる内容の投稿

第7条（登録の一時停止）

支部長は、自由法曹団東京支部の執行部（支部長以下、幹事長、事務局長、事務局次長を意味する。以下、「執行部」という）と協議の上、前条の禁止事項に該当すると思われる投稿が特定の登録者から行われた場合において、その注意・催告にもかかわらず、再度前条の禁止事項に該当すると思われる投稿が行われたときは、その特定の登録者の本MLの登録を一時的に停止することができる。

2 支部長は、第1項の一時停止の処分を行ったときは、速やかにその旨を幹事会に報告しなければならない。

3 支部長は、第1項の一時停止の処分を行ったときは、その一時停止をされた登録者に対し、本MLの

投稿の一時停止をした旨及びその一時停止の処分に関する議論を行う幹事会もしくは書面等の適宜な方法で弁明・反論する機会を設けることを通知しなければならない。

第8条（登録の一時停止解除もしくは抹消）

幹事会は、前条1項に基づき登録の一時停止がなされた投稿者に関し、登録の一時停止解除もしくは登録の抹消をするかを決定しなければならない。

2 前項の決定に関し、登録の抹消を決定する際は、その議決につき出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

3 前項1項の登録の一時停止がなされた日から6ヶ月を経過する日までに、幹事会において登録の抹消の決定がなされないときは、幹事会において登録の一時停止解除の決定があったものとみなす。

第9条（遵守事項）

本MLの利用にあたっては、以下の事項を遵守しなければならない。

- （1） 著作権その他の第三者の権利を侵害しない内容であることを確認すること
- （2） ウィルスやスパムなどに対する感染・防護対策を十分に施されたネットワークから投稿すること
- （3） 本MLに投稿されたメールを、送信者に無断で転送・転載しないこと
- （4） その他、一般的にメーリングリストその他のSNSの利用上のエチケット、マナーとして知られている事項を十分に理解して投稿すること

第10条（免責事項）

本MLは、サービス提供者の都合もしくはその他の技術的な理由により事前予告なく停止することがある。

2 本MLにおいて投稿されるメールの内容の責任は投稿者が負い、管理責任者、執行部、幹事会はその内容に関する責任を負わない。

以上



全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自費療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日のいずれかををを選んでいただきます。
- 入院による就業不能時を厚く補償するワイドプラン(入院による就業不能時追加補償特約)をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は手厚い補償を受けられます。

＜月払保険料表＞ スタンダードプラン(A型)、団体割引25%、保険期間1年、障害等級1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

対象期間	1年	2年
満年齢		
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自費療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。
- ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

＜月払保険料表＞ 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取扱代理店＞

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎・竹田
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3F
TEL: 03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
(受付時間：平日の午前10時00分から午後6時まで)

＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL: 03-3349-5401 FAX: 03-6388-0160
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(S/J22-08407 2022年10月3日)